

## 平成30年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料

## 目次

1	大阪府内公衆浴場施設数	p1
2	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数	p1
3	調査対象施設・回収率等	p2
4	基礎調査項目	p2
5	基礎調査結果市町村別施設状況	p3
6	項目別基礎調査結果	p4
	(1) 経営主体	p4
	(2) 申告種類	p4
	(3) 年間収入(入浴料金収入、入浴料金外収入)	p4
	(4) 使用燃料の区分	p5
	(5) 使用水の状況	p6
	(6) 従業員の状況	p7
	(7) 利用者区分の状況	p7
	(8) 1日の利用者数	p7
7	利用者数階層別状況(上水道・青色申告)	p8
8	平成29年と平成30年の基礎調査結果比較	p9,10,11
9	年度別利用者数階層別分布表(上水道・青色申告)	p12
10	平成30年施設分布(上水道・青色申告)	p13
12	平成30年大阪府公衆浴場基礎調査表	p14
13	参考資料	
	・全国公衆浴場入浴料金統制額	p15
	・大阪府入浴料金審議会経過	p16
	・大阪府公衆浴場施設数推移	p17
	・根拠条例等	P18,19,20

1 大阪府内公衆浴場施設数 ( ) 内は組合員数

	全体		大阪市内		大阪市外		組合加入率	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
一般公衆浴場	579 (423)	517 (373)	320 (248)	284 (222)	259 (175)	233 (151)	73.1%	72.1%
その他の 公衆浴場	450 (0)	443 (0)	189 (0)	182 (0)	261 (0)	261 (0)	0.0%	0.0%
全体	1029 (423)	960 (373)	509 (248)	466 (222)	520 (175)	494 (151)	41.1%	38.9%

2 大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数

支部名	施設数 (件)	支部名	施設数 (件)
生野	35	東大阪	26
住吉住之江	18	堺	18
城東鶴見	19	守口	12
西成	23	豊中	10
東住吉	9	寝屋川	8
平野	13	八尾	14
淀川	10	門真	8
旭	8	岸和田	3
東淀川	9	大東四條畷	4
東成	9	茨木	2
阿倍野	5	吹田	4
西淀川	9	枚岡	4
都島	8	高槻	7
大正	6	枚方	4
港	7	松原	6
此花	8	摂津	0
福島	5	泉佐野	2
中央	4	池田	5
浪速	5	泉大津	4
西	0	貝塚	0
天王寺	2	柏原	4
北	7	古市	2
本部	3	和泉	2
		本部	2
大阪市内計	222	大阪市外計	151
合計	373		

### 3 調査対象施設・回収率等

	H29	H30
府下対象施設数 (H31.3.31)	579	517
調査対象施設数 (公衆浴場業組合員数)	423	373
一般公衆浴場組合加入率	73.1%	72.1%
調査回答数	325	289
回収率	76.8%	77.5%

### 4 基礎調査項目

- (1) 経営主体 (個人・法人)
- (2) 申告種類 (青色申告・白色申告)
- (3) 年間収入 (売上) (入浴料金収入及び入浴料金外収入)
- (4) 燃料の種類 (重油専燃・重油代燃併用・代燃専燃)  
燃料費
- (5) 使用水 (上水道専用・上水道と井戸水併用・井戸水専用)  
水道使用料金
- (6) 経費 (電気料金、借地借家料、消耗品費、保険料、旅費通信費、会費交際費、減価償却費、修繕費、固定資産税額、支払利子、雑費、人件費)
- (7) 従業員数 (経営者含む)
- (8) 入浴者の割合 (大人・中人・小人)  
※大人 12才以上  
中人 6才以上12才未満  
小人 6才未満

### 5 基礎調査結果市町村別施設状況

p 3 のとおり

5 平成30年基礎調査結果(市町村別施設状況)

289 施設

※回答数が1の市町については、近隣市町と合計して算出

No.	市町村名	施設数 (件)	組合員数 (件)	回答数 (件)	回収率 (%)	経営主体		申告種類		※年間収入合計 (千円)	※年間収入平均 (千円)	使用燃料			使用水			従業員数平均 (人)	入浴者割合平均			※一日平均入浴者数 (人)			
						個人経営 (件)	法人経営 (件)	青色申告 (件)	白色申告 (件)			重油のみ (件)	重油・代燃併用 (件)	代燃のみ (件)	上水道のみ (件)	上水道・井戸併用 (件)	井戸水のみ (件)		大人 (%)	中人 (%)	小人 (%)				
						(件)	(件)	(件)	(件)			(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)		(人)	(%)	(%)		(%)		
1	1 大阪市	466	222	195	87.8	140	55	189	5	3,246,817	16,650	52	39	104	183	12	0	4	94	4	3	121			
2	2 堺市	55	18	11	61.1	10	1	10	1	118,318	10,756	4	4	3	4	7	0	2	90	6	4	78			
10	3 吹田市	26	4	2	50.0	2	0	2	0	19,551	9,776	1	0	1	2	0	0	4	97	2	1	71			
3	4 豊中市	29	10	4	40.0	4	0	4	0	68,772	17,193	1	1	2	4	0	0	4	96	3	2	125			
4	5 高槻市	26	7	5	71.4	4	1	5	0	53,254	10,651	1	2	2	2	3	0	3	94	3	3	78			
14	6 枚方市	24	4	3	75.0	3	0	2	1	17,063	5,688	1	0	2	3	0	0	2	97	2	1	41			
21	7 八尾市	27	14	7	50.0	7	0	7	0	68,492	9,785	1	1	5	7	0	0	2	88	9	5	71			
15	8 寝屋川市	20	8	7	87.5	7	0	6	1	78,584	11,226	0	1	6	6	1	0	3	93	5	2	82			
5	9 東大阪市	60	30	18	60.0	16	2	17	0	219,871	12,215	2	4	12	17	1	0	3	94	3	3	89			
6	10 池田市	12	5	5	100.0	5	0	5	0	119,263	19,877	2	0	3	2	3	0	3	85	9	5	145			
7	11 箕面市	6	0	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
8	12 豊能町	1	0	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
9	13 能勢町	3	0	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
11	14 茨木市	13	2	1	50.0	1	0	1	0			0	0	0	0	1	0	1	0	8	95		4	1	0
12	15 摂津市	5	1	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
13	16 島本町	4	0	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
16	17 守口市	18	12	3	25.0	3	0	3	0			39,604	13,201	1	1	1	3	0	0	3	95		3	3	96
17	18 門真市	13	8	6	75.0	6	0	5	1			74,047	12,341	0	0	6	6	0	0	3	86		8	7	90
18	19 四條畷市	6	1	1	100.0	1	0	1	0			0	0	0	0	1	0	1	0	2	94		4	2	0
19	20 交野市	3	0	0	0.0	0	0	0	0	32,139	10,713	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78			
20	21 大東市	10	3	2	66.7	1	1	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	4	90	5	5	0			
22	22 柏原市	5	3	3	100.0	3	0	3	0	51,112	17,037	1	1	1	1	2	0	3	85	8	8	124			
23	23 藤井寺市	7	3	2	66.7	2	0	1	1	13,900	6,950	0	0	2	0	1	1	3	84	11	6	51			
24	24 羽曳野市	6	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
25	25 松原市	8	6	6	100.0	6	0	6	0	56,505	9,417	3	1	2	5	0	1	3	94	4	3	69			
26	26 富田林市	9	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	27 河内長野市	9	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	28 大阪狭山市	5	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
29	29 河南町	3	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	30 太子町	2	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
31	31 千早赤阪村	1	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32	32 和泉市	13	2	2	100.0	2	0	1	1	49,155	9,831	0	0	2	1	0	1	3	84	11	6	72			
33	33 泉大津市	5	2	2	100.0	0	2	2	0			0	1	1	2	0	0	0	4	90	6		5	0	
34	34 高石市	4	1	0	0.0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
35	35 忠岡町	2	1	1	100.0	1	0	1	0			0	0	0	0	1	0	0	1	3	98		1	1	0
36	36 岸和田市	15	3	3	100.0	3	0	3	0			16,851	5,617	0	0	3	2	1	0	2	92		5	3	41
37	37 貝塚市	9	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
38	38 泉佐野市	14	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
39	39 泉南市	5	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
40	40 阪南市	4	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
41	41 田尻町	1	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
42	42 熊取町	3	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
43	43 岬町	3	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計又は全体平均		960	373	289	77.5	227	62	276	11	4,343,297	15,029	71	56	162	252	33	4	3	93	4	3	109			

## 6 項目別基礎調査結果

### (1) 経営主体（施設数（件））

	大阪市内	大阪市外	合計	割合
個人経営	140	87	227	78.5%
法人経営	55	7	62	21.5%
合計	195	94	289	100.0%

### (2) 申告種類（施設数（件））

経営主体	青色申告		白色申告		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	136	80	4	6	226
法人経営	53	7	1	0	61
小計	189	87	5	6	287
合計	276		11		287
割合	96.2%		3.8%		100.0%

### (3) 年間収入

#### ア 入浴料金収入

経営主体	収入合計				収入平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数 (件)	金額 (千円)	施設数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
個人経営	140	1,854,178	87	1,006,166	13,244	11,565
法人経営	55	1,392,638	7	90,314	25,321	12,902
小計	195	3,246,817	94	1,096,480	16,650	11,665
全体	289 件	4,343,297 千円		15,029 千円		

#### イ 入浴料金外収入

経営主体	収入合計				収入平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数 (件)	金額 (千円)	施設数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
個人経営	140	202,926	87	104,704	1,449	1,203
法人経営	55	320,118	7	9,278	5,820	1,325
小計	195	523,044	94	113,982	2,682	1,213
全体	289 件	637,026 千円		2,204 千円		

(4) 使用燃料の区分 (施設数 (件))

経営主体	重油のみ		重油+代燃		代燃のみ		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	39	18	28	16	73	53	227
法人経営	13	1	11	1	31	5	62
小計	52	19	39	17	104	58	289
合計	71		56		162		289
割合	24.6%		19.4%		56.1%		100.0%

ア 代燃の種類と使用状況 (施設数 (件))

代燃の種類	重油+代燃	代燃のみ
ガス	9	56
廃油	27	62
木材・木くず	31	56
電気	1	2

※ 併用している施設あり

イ 燃料費

			施設数 (件)	燃料費 (千円)	平均 (千円)
重油のみ	個人	大阪市内	39	123,510	3,167
		大阪市外	18	45,225	2,513
	法人	大阪市内	13	47,982	3,619
		大阪市外	1	2,864	2,864
	重油のみ合計		71	219,581	3,093
代燃併用	個人	大阪市内	28	50,720	1,811
		大阪市外	16	28,119	1,757
	法人	大阪市内	11	14,746	1,341
		大阪市外	1	753	753
	代燃併用合計		56	94,338	1,685
代燃のみ	個人	大阪市内	73	125,098	1,714
		大阪市外	53	69,011	1,302
	法人	大阪市内	31	114,808	3,703
		大阪市外	5	5,887	1,177
	代燃のみ合計		162	314,804	1,943
大阪市内合計			195	476,864	2,445
大阪市外合計			94	151,859	1,616
個人経営合計			227	441,684	1,946
法人経営合計			62	187,039	3,017
全体			289	628,723	2,176

## (5) 使用水の状況 (施設数 (件))

経営主体	上水道のみ		上水道+井戸水		井戸水のみ		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	132	64	8	19	0	4	227
法人経営	51	5	4	2	0	0	62
小計	183	69	12	21	0	4	289
合計	252		33		4		289
割合	87.2%		11.4%		1.4%		100.0%

## ※ 水道使用料金

			施設数 (件)	水道料金 (千円)	平均 (千円)
上水道のみ	個人	大阪市内	132	117,756	892
		大阪市外	64	52,320	817
	法人	大阪市内	51	63,857	1,252
		大阪市外	5	5,819	1164
	上水道のみ合計			252	239,752
井戸併用	個人	大阪市内	8	4,732	592
		大阪市外	19	8,030	423
	法人	大阪市内	4	5,083	1,271
		大阪市外	2	1,089	545
	井戸併用合計			33	18,935
大阪市内合計			195	191,428	982
大阪市外合計			90	67,259	747
個人経営合計			223	182,838	820
法人経営合計			62	75,848	1,223
全体			285	258,686	908

※ 上水道専用、井戸水併用の施設のみ (289 件中 285 件)

(6) 従業員の状況

経営主体	従業員数				平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数 (件)	人数 (人)	施設数 (件)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)
個人経営	140	434	87	246	3.1	2.8
法人経営	55	288	7	25	5.2	3.6
小計	195	722	94	271	3.7	2.9
全体	289 件	993 人		3.4 人		

※ 追加調査資料

個人経営における1施設あたりの平均勤務者数（回答数 173 施設）

	大阪市内	大阪市外	計
経営者	1	1	1
家族従業員	1.4	1.4	1.4
常勤従業員	0.3	0.3	0.3
パート・アルバイト	0.2	0.2	0.2
計	2.9 人	2.9 人	2.9 人

※パート・アルバイトは、一日延べ労働時間数を8（時間）で除した人数とする

(7) 利用者区分の状況

利用者区分	割合
大人（12才以上）	93%
中人（6才以上12才未満）	4%
小人（6才未満）	3%

(8) 1日の利用者数（年間収入／年間営業日数 312日／大人料金 440円）（人）

経営主体	利用者数				平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数 (件)	人数 (人)	施設数 (件)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)
個人経営	140	13,502	87	7,333	96	84
法人経営	55	10,142	7	658	184	94
小計	195	23,644	94	7,991	121	85
全体	289 件	31,635 人		109 人		



## 7 利用者数階層別状況（上水道・青色申告）（件）

（個人）

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	
1～50	3	2	10	2	2	8	5	4	18	27
51～100	17	17	29	7	6	20	24	23	49	96
101～150	13	5	15	2	1	6	15	6	21	42
151～200	1	1	5			3	1	1	8	10
201～250	1		1		1	1	1	1	2	4
251～300	2						2			2
301～350			1						1	1
小計	37	25	61	11	10	38	48	35	99	182
合計	123			59			182			

（法人）

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	
1～50	2						2			2
51～100	2	1	5		1	2	2	2	7	11
101～150	3	5	4			2	3	5	6	14
151～200	4	3	11				4	3	11	18
201～250		1	2					1	2	3
251～300			2						2	2
301～350										
351～400			1						1	1
401～450		1	2					1	2	3
451～500										
501～			1						1	1
小計	11	11	28		1	4	11	12	32	55
合計	50			5			55			

（全体）

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	
1～50	5	2	10	2	2	8	7	4	18	29
51～100	19	18	34	7	7	22	26	25	56	107
101～150	16	10	19	2	1	8	18	11	27	56
151～200	5	4	16			3	5	4	19	28
201～250	1	1	3		1	1	1	2	4	7
251～300	2		2				2		2	4
301～350			1						1	1
351～400			1						1	1
401～450		1	2					1	2	3
451～500										
501～			1						1	1
小計	48	36	89	11	11	42	59	47	131	237
合計	173			64			237			

## 8 平成29年と平成30年の基礎調査結果比較

(平成29年調査と平成30年調査の両方で回答された271施設での比較)

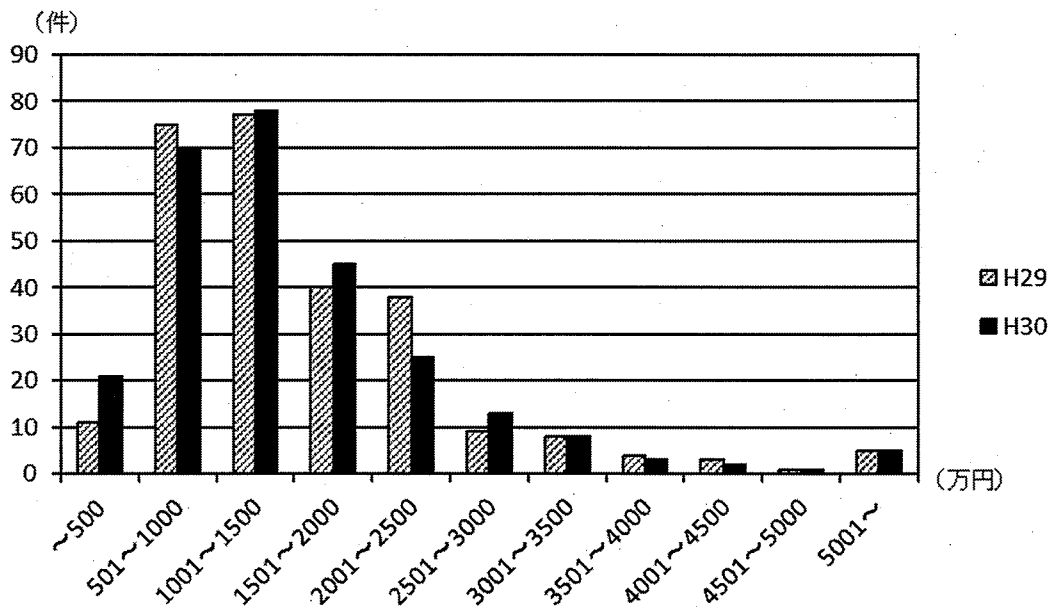
### (1) 1日の利用者数 (年間収入/年間営業日数312日/大人料金(※)円) (人)

	H29	H30
利用人数	113	108

(※) H29、H30 : 440円

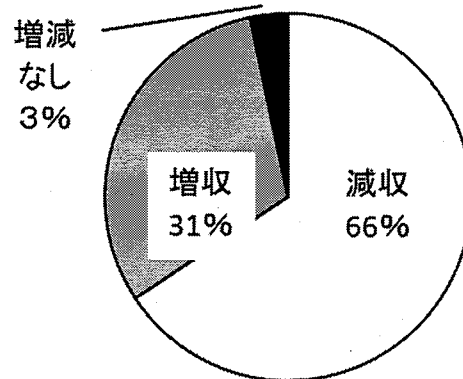
### (2) 年間収入(売上) (千円)

	H29	H30	差額
個人経営	13,336	12,798	-537
法人経営	23,389	22,082	-1,308
全体	15,561	14,854	-708

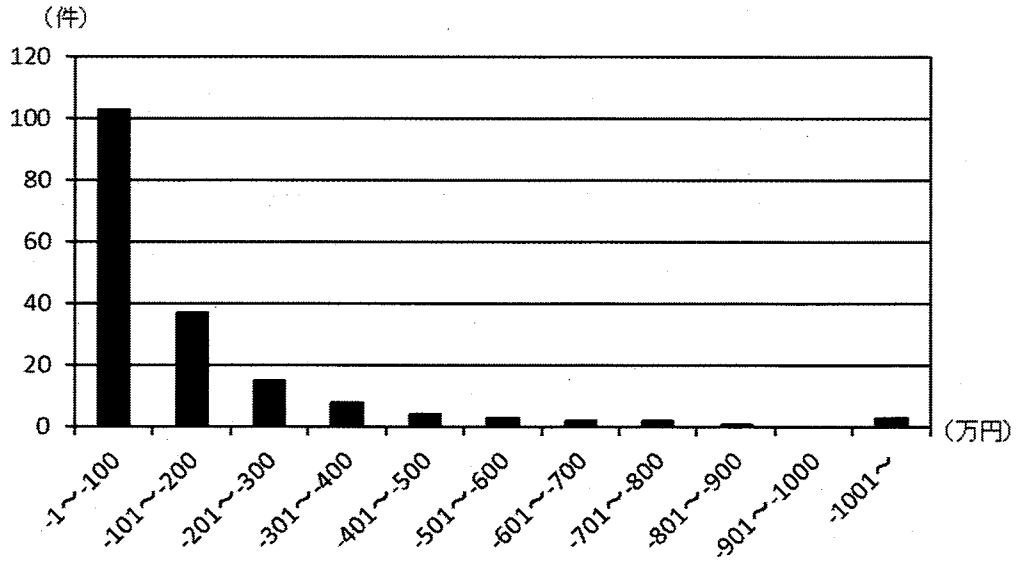


### (3) 年間収入の増減

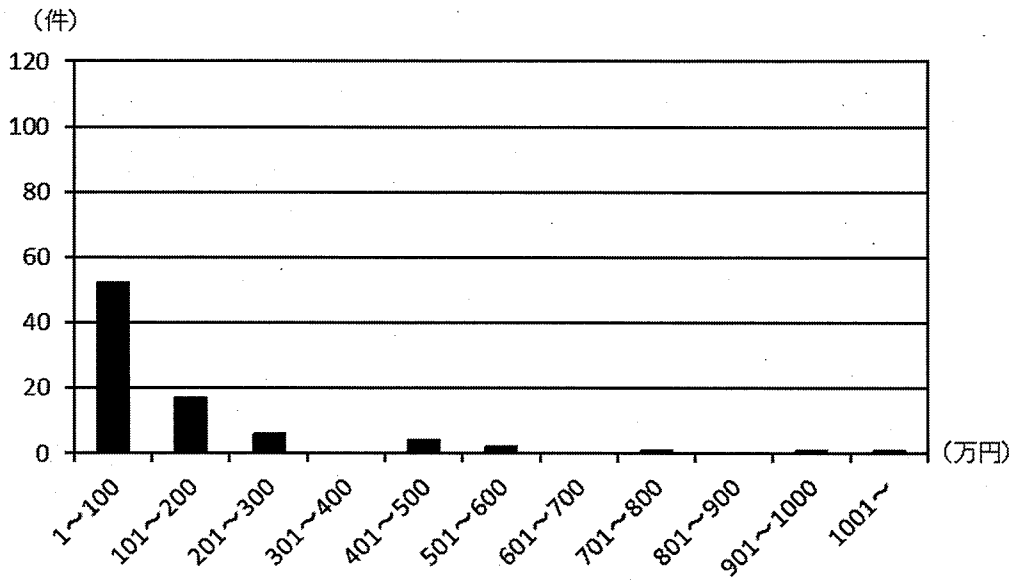
	施設数 (件)
減収	178
増収	84
増減なし	9
合計	271



ア 年間収入（売上）減少幅



イ 年間収入（売上）増加幅



(4) 燃料費

ア 種類別施設数 (施設数 (件))

燃料種類	H29	H30	増減
重油のみ	64	66	2
重油+代燃	55	53	-2
代燃のみ	151	151	0
合計	271	271	0

イ 燃料費 (千円)

	H29		H30		1施設あたりの増減
	燃料費	1施設あたり	燃料費総計	1施設あたり	
重油のみ	176,678	2,761	200,855	3,043	283
重油+代燃	79,218	1,440	92,509	1,745	305
代燃のみ	298,202	1,962	308,437	2,029	67
全体	554,097	2,045	601,801	2,221	176

(5) 上下水道料金 (千円)

	H29		H30		1件あたりの増減
	使用料金	1施設あたり	使用料金	1施設あたり	
全体	235,345	868	243,887	900	32

(6) 従業員数 (人)

	H29	H30	差
平均値	3.5	3.6	+0.1

9 年度別利用者数階層別分布表 (上水道 青色申告)

(個人)

階層(人)	年度									
	H26		H27		H28		H29		H30	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1 ~50	41	15.1	41	16.0	36	15.1	40	18.4	27	14.8
51 ~100	141	51.8	128	50.0	122	51.0	104	48.0	96	52.7
101 ~150	69	25.4	59	23.0	58	24.3	48	22.1	42	23.1
151 ~200	13	4.8	18	7.0	17	7.1	17	7.8	10	5.5
201 ~250	4	1.5	5	2.0	4	1.7	5	2.3	4	2.2
251 ~300	1	0.4	2	0.8	0	0.0	1	0.5	2	1.1
301 ~350	1	0.4	1	0.4	1	0.4	0	0	1	0.5
351 ~400	1	0.4	1	0.4	1	0.4	2	0.9	0	0
401 ~450					0	0.0	0	0	0	0
451 ~500	1	0.4			0	0.0	0	0	0	0
501~			1	0.4	0	0.0	0	0	0	0
計	272	100.0	256	100.0	239	100.0	217	100.0	182	100.0

(法人)

階層(人)	年度									
	H26		H27		H28		H29		H30	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1 ~50	5	6.6	2	3.1	3	4.7	1	1.6	2	3.6
51 ~100	24	31.6	21	32.3	19	29.7	16	26.2	11	20.0
101 ~150	20	26.3	14	21.5	12	18.8	14	23.0	14	25.5
151 ~200	12	15.8	15	23.1	17	26.6	18	29.5	18	32.7
201 ~250	7	9.2	3	4.6	4	6.3	3	4.9	3	5.5
251 ~300	3	3.9	3	4.6	2	3.1	4	6.6	2	3.6
301 ~350	1	1.3	1	1.5	2	3.1	0	0	0	0
351 ~400	1	1.3	2	3.1	0	0.0	1	1.7	1	1.8
401 ~450	2	2.6	2	3.1	4	6.3	3	4.9	3	5.5
451 ~500	1	1.3	1	1.5	0	0.0	0	0	0	0
501~			1	1.5	1	1.6	1	1.6	1	1.8
計	76	100.0	65	100.0	64	100.0	61	100.0	55	100.0

10 平成30年 施設分布（上水道 青色申告）

区分	利用者数 階層	基礎調査施設数			
		重油	併用	代燃	計
個人	1～50	5	4	18	27(14.8%)
	51～100	24	23	49	96(52.7%)
	101～150	15	6	21	42(23.1%)
	151～200	1	1	8	10(5.5%)
	201～250	1	1	2	4(2.2%)
	251～300	2	0	0	2(1.1%)
	301～350	0	0	1	1(0.5%)
	351～400	0	0	0	0(0.0%)
	401～450	0	0	0	0(0.0%)
	451～500	0	0	0	0(0.0%)
	501～	0	0	0	0(0.0%)
	計	48	35	99	182(100%)
法人	1～50	2	0	0	2(3.6%)
	51～100	2	2	7	11(20.0%)
	101～150	3	5	6	14(25.5%)
	151～200	4	3	11	18(32.7%)
	201～250	0	1	2	3(5.5%)
	251～300	0	0	2	2(3.6%)
	301～350	0	0	0	0(0.0%)
	351～400	0	0	1	1(1.8%)
	401～450	0	1	2	3(5.5%)
	451～500	0	0	0	0(0.0%)
	501～	0	0	1	1(1.8%)
	計	11	12	32	55(100%)
全体	1～50	7	4	18	29(12.2%)
	51～100	26	25	56	107(45.1%)
	101～150	18	11	27	56(23.6%)
	151～200	5	4	19	28(11.8%)
	201～250	1	2	4	7(3.0%)
	251～300	2	0	2	4(1.7%)
	301～350	0	0	1	1(0.4%)
	351～400	0	0	1	1(0.4%)
	401～450	0	1	2	3(1.3%)
	451～500	0	0	0	0(0.0%)
	501～	0	0	1	0(0.4%)
	計	59	47	131	237(100%)

大阪府公衆浴場入浴料金審議会における 料金算定基準基礎調査

平成30年分 調査票

支部名		浴場名		事業主名		
所在地	市		区			
入浴料金	大人	円	中人	円	小人	円
経営主体	①個人	②法人	①青色申告	②白色申告	該当1つを○で囲む	
年間収入 ※ア	(入浴料金収入)		円			
	(入浴料金外収入)		円			
消費税の計算 ※イ	①一般課税	②簡易課税	該当1つを○で囲む			
消費税額 ※ウ						円
燃料の種類	①重油専焼	②重油代燃併用	③代燃専焼	該当1つを○で囲む		
(1)重油費 ※ウ						円
(2)代燃の種類	①ガス	②廃油	③木材・木くず	④電気	該当を○で囲む	
(3)代燃費 ※ウ						円
使用水の種類	①上水道専用	②井戸水併用 ※エ	③井戸専用	該当1つを○で囲む		
	→井戸水は、全体の					%
水道料金 ※ウ						円

⇒ 右の調査票もご記入ください。

【記入要領】

- ※ア 年間収入は平成30年1月1日から平成30年12月31日までの合計額で税務申告後の収入を、入浴料金収入とそれ以外の収入(物品販売や物品販売利益など)に分けてご記入ください。
- ※イ ①一般課税…売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除して納付消費税額を計算した場合  
②簡易課税…「みなし仕入れ率:50%」をかけた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして納付消費税額を計算した場合
- ※ウ 料金・費用は平成30年1月分から12月分までの合計額を記入してください。
- ※エ 上水道と井戸水の併用の方は、井戸水の全体に占める%を下の枠に記入してください。

平成30年分 調査票

※ 料金・費用は平成30年1月分から12月分までの合計額を記入してください。

電気料金		円		
借地借家料	借地料	円	借家料	円
消耗品費		円		
保険料		円		
旅費通信費		円		
会議交際費		円		
減価償却費		円		
修繕費		円		
固定資産税額		円		
支払利子		円		
雑費		円		
従業員数		人	(経営者自身を含む)	
人件費		円	(経営者自身を含む)	

◎入浴者の割合をご記入ください。(概数で支障ありません)

大人	%	中人	%	小人	%
----	---	----	---	----	---

この調査は、統計的処理を行うため、個々の浴場が特定されることはありません。また、他の目的に利用されることはありません。なお、不完全な記載内容については、問い合わせすることがあります。

全国公衆浴場入浴料金統制額（令和2年10月1日現在）

No	都道府県名	施行年月日	入浴料金(円)				普通浴場数(出31.3)
			大人	中人	小人	洗髪	
1	北海道	令和元年10月1日	450(10)	140	70	0	270
2	青森県	平成28年3月1日	450(30)	150	60	0	297
3	岩手県	令和2年4月1日	480(50)	170(20)	80(10)	0	20
4	宮城県	平成27年4月1日	440(40)	140	80	0	7
5	秋田県	平成31年1月1日	460(100)	130	90	0	13
6	山形県	平成7年4月1日	300	120	80	0	1
7	福島県	平成30年4月1日	450(50)	150	90	0	10
8	茨城県	平成10年3月1日	350	130	70	0	3
9	栃木県	平成26年7月15日	420(30)	180(30)	90(10)	0	8
10	群馬県	平成26年9月1日	400(40)	180(30)	80(10)	0	22
11	埼玉県	令和2年4月1日	450(20)	180	70	0	46
12	千葉県	令和元年10月1日	450(20)	170	70	0	51
13	東京都	令和元年10月1日	470(10)	180	80	0	542
14	神奈川県	令和2年9月1日	490(20)	200	100	0	141
15	新潟県	令和2年4月1日	440(20)	150(10)	70	0	26
16	富山県	令和元年10月1日	440(20)	140(10)	60	0	85
17	石川県	令和2年3月1日	460(20)	130	50	0	74
18	福井県	令和2年4月1日	450(20)	160(10)	70(10)	0	18
19	山梨県	令和元年12月1日	430(30)	170	70	0	21
20	長野県	平成26年3月1日	400(20)	150	70	0	39
21	岐阜県	令和元年10月1日	460(40)	160(10)	80(10)	0	22
22	静岡県	令和元年10月1日	450(50)	180(20)	90(10)	0	11
23	愛知県	平成31年4月1日	440(20)	150	70	0	91
24	三重県	平成26年11月28日	400(20)	150	70	0	33
25	滋賀県	令和2年5月1日	450(20)	150	100	0	17
26	京都府	令和元年10月1日	450(20)	150	60	0	170
27	大阪府	令和元年10月1日	450(10)	150	60	0	517
28	兵庫県	令和元年10月1日	450(20)	160	60	0	167
29	奈良県	令和元年10月1日	440(20)	160(10)	80	0	23
30	和歌山県	令和元年10月1日	440(20)	150(10)	80	0	29
31	鳥取県	平成26年4月21日	400(50)	150(30)	80(20)	0	15
32	島根県	平成17年9月6日	350	130	70	0	2
33	岡山県	令和元年10月1日	430(10)	160	70	0	16
34	広島県	令和元年10月1日	450(20)	200(50)	100(30)	0	52
35	山口県	平成27年4月10日	420(30)	150	80	0	25
36	徳島県	平成26年12月1日	400(40)	150	70	0	25
37	香川県	平成27年12月1日	400(360)	150	60	0	21
38	愛媛県	平成26年9月1日	400(40)	150	60	0	37
39	高知県	平成26年12月1日	400(40)	150	60	0	9
40	福岡県	令和元年10月1日	450(10)	180	70	0	40
41	佐賀県	平成8年2月15日	280	130	80	50	1
42	長崎県	平成19年3月15日	350	150	80	0	16
43	熊本県	平成26年12月1日	400(40)	150(30)	80(20)	0	56
44	大分県	平成19年1月12日	380	150	70	0	147
45	宮崎県	平成20年2月1日	350	130	60	0	18
46	鹿児島県	令和元年10月1日	420(30)	150	80	0	277
47	沖縄県	平成18年2月11日	370	170	100	0	4

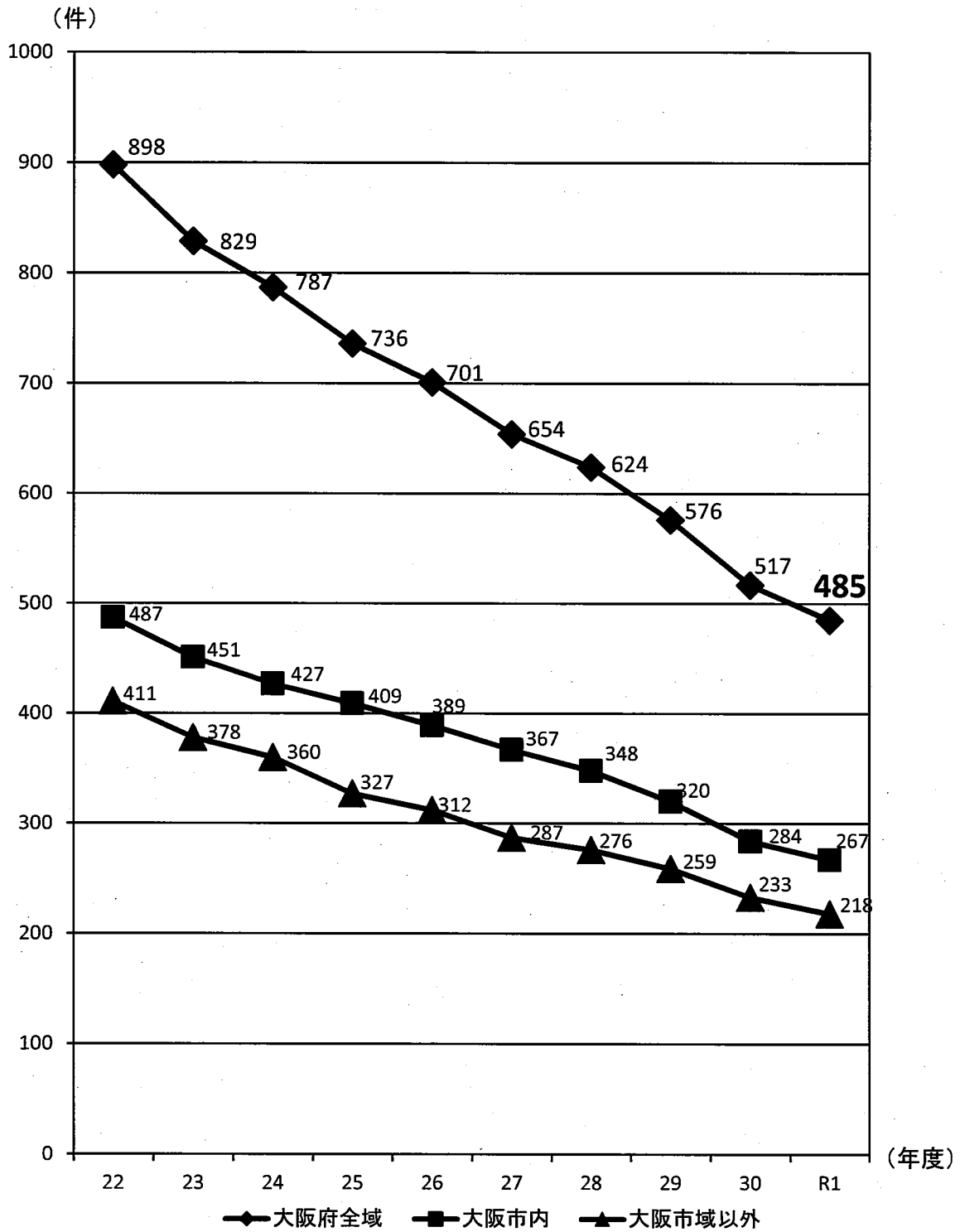


入浴料金審議会経過

改定年月日 (実施)	大人 円	中人 円	小人 円	所要改定率 (A) %	実質改定率 (B) %	差 % (A) - (B)	大人換算 差額 円	ピーク 階層幅	個人経営 調査浴場幅	平均 入浴人員	標準浴場の条件		資本報酬 (%)	公定歩合 (%)	備考		
											参考						
49.2.1	60	25	10	109.81	108.333	1.477	0.88	—	—	—	—	—	—	—	—	暫定改定	
49.5.10	75	30	15	125.643	125.427	0.216	0.14	301~350	201~450	342	—	—	10%	9.00			
50.5.21	90	40	20	120.792	121.803	1.011	0.22	251~300		309	—	—		8.50			
51.5.21	110	45	25	123.476	121.803	1.673	1.65	〃	151~400	280	—	—	8%	6.50			
52.5.20	130	45	30	119.840	117.366	2.474	2.97	〃		276	—	—		5.00			
53.5.14	140	50	30	109.091	107.553	1.583	2.17	〃		258	—	—		3.50			大人券 7月-9月 (2円割引)
54.5.21	155	60	35	113.774	111.334	2.440	3.17	201~250	—	—	—	—	4.25			大人券 10枚 1,800円	
55.2.15	165	60	35	109.177	105.904	3.273	5.54	—	—	—	—	—	6.25			大人券 10枚 1,590円 暫定改定	
55.7.10	180	75	40	112.798	109.974	2.284	4.15	〃	151~400	238	個人・上水道・重油・青色申告	※1	8%	9.00		大人券 10枚 1,700円	
56.6.10	190	90	50	108.665	106.996	1.669	3.29	151~200		221				6.25		大人券 10枚 1,800円・中人券 10枚 850円・小人券 10枚 450円	
57.6.18	200	100	50	107.504	105.365	2.139	4.15	〃		219				5.50		大人券 10枚 2,000円・中人券 10枚 950円・小人券 10枚 450円	
58.6.24	据置き			106.17	100.00	6.170	13.71	〃		210					大人券 10枚 1,900円・中人券 10枚 950円・小人券 10枚 450円		
59.6.21	220	110	50	110.920	109.591	1.329	2.95	〃		207				5.00		大人券 10枚 2,000円・中人券 10枚 1,000円・小人券 10枚 450円	
60.6.28	据置き			103.384	100.00	3.384	8.34	〃		207					〃		
61.9.6	据置き			106.13	100.00	6.13	14.93	〃		207				2.50		〃	
62.7.17	230	110	50	105.013	104.300	0.713	1.65	〃		207					大人券 10枚 2,100円・中人券 10枚 1,000円・小人券 10枚 450円 入浴料金算定一部改定		
63.8.12	据置き			104.45	100.00	4.45	10.79	〃		204				〃			
H元.7.26	240	120	60	109.685	104.763	4.949	12.02	〃		202				3.25		大人券 10枚 2,200円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円	
2.8.3	250	120	60	110.415	103.930	6.485	16.49	〃		198				5.25		大人券 10枚 2,300円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円	
3.10.1	270	120	60	113.02	107.58	5.44	14.37	101~150		195				5.50		大人券 10枚 2,500円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円	
4.9.10	280	120	60	111.66	103.52	8.14	23.13	151~200		197				3.25		大人券 10枚 2,800円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円	
5.8.15	290	120	60	111.89	103.40	8.49	24.96	〃		197				2.50		大人券 10枚 2,650円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円	
7.1.23	300	120	60	111.07	103.29	7.78	23.66	101~150	195	1.75		大人券 10枚 2,750円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円					
7.10.1	310	130	60	110.00	103.46	6.54	20.53	〃	193	1.00		大人券 10枚 2,850円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円					
8.9.1	320	130	60	108.19	103.08	5.11	16.62	〃	189	0.50		大人券 10枚 2,950円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円					
9.9.20	335	130	60	109.44	104.48	4.96	16.63	〃	182		大人券 10枚 3,100円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円						
10.10.30	340	130	60	108.69	101.43	7.26	25.41	〃	173		大人券 10枚 3,150円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円						
11.10.8	350	130	60	111.69	102.81	8.88	31.55	〃	159	大人券 10枚 3,200円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円							
12.10.20	360	130	60	112.37	102.74	9.63	35.19	〃	155	大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円							
13.8.22	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								〃	147					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円		
14.9.4	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								51~100	137					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円		
15.9.10	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								〃	132					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円		
16.12.7	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								〃	126					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円		
17.10.21	390	130	60	125.79	107.99	17.80	66.79	〃	101~400	122	※2	※	6%	0.10		大人券 10枚 3,600円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円	
18年度	審議会を開催せず。								〃	119					大人券 10枚 3,600円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円		
20.4.21	410	130	60	127.71	104.94	22.77	92.35	〃	51~400	110	※2	※	6%	0.75		大人券 10枚 3,800円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円	
20~24年度	審議会を開催せず。								—	—	—	—	—	—	—	〃	
26.4.16	440	150	60	112.19	107.31	4.88	20.01	51~100	1~350	105	※2	※		0.3		大人券 10枚 4,200円・中人券 10枚 1,400円・小人券 10枚 550円	
26~31年度	審議会を開催せず。								—	—	—	—	—	—	—	〃	
31.10.1	450	150	60	103.48	102.27	1.21	5.3	51~100	1~250	115	※2	※	—	0.3		大人券 10枚 4,300円・中人券 10枚 1,400円・小人券 10枚 550円	

※1 代燃分を最終的に含む ※2 上水道 青色申告

# 大阪府内一般公衆浴場施設数の推移(年度末)



## 【根拠法令・条例】

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 1 令第3条第1項但書の規定による許可
- 2 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可
- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。
- 3 第1項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び物価統制令施行令（昭

和27年政令第319号）第11条の規定に基づき、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止）

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号は、廃止する。

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

○大阪府附属機関条例

昭和二十七年十二月二十二日  
大阪府条例第三十九号

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。  
2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

○大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則

昭和四十八年五月七日  
大阪府規則第六十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者
- 四 市町村長
- 五 関係行政機関の職員

3 委員(前項第四号及び第五号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができな

い。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行する。